

9. 候補者の推薦

部局長は、各部局の推薦者数枠内で候補者の選考を行った上、第7項に定める所定の書類を添えて東京大学学生生活委員会奨学部会部会長（以下「部会長」という。）に推薦する。

10. 推薦期限

—平成21年4月17日（金） **平成21年3月25日（水）01AA㍻切**

11. 受給者の決定

受給者の決定は、部局長の推薦に基づき、部会長が行う。部会長は、東京大学留学生委員会委員長へその結果を報告する。

受給者を決定したときは、部局長を経て本人に通知する。

12. 奨励費の支給方法

奨励費の支給は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

13. 奨励費の休止・復活

- （1）受給者が休学又は長期欠席（1ヶ月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）と認められる場合は、部局長は速やかにこれを証する書類を部会長に届け出るものとし、部会長がこれを受理した場合は、奨励費の支給を休止する。
- （2）前号の規定により奨励費の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を部局長を経て、部会長に願い出た場合は、奨励費の支給を復活することができる。

14. 奨励費の支給廃止

受給者が次のいずれかに該当する場合は、部局長は速やかにこれらを証する書類を部会長に届け出るものとし、部会長がこれらを受領した場合は、奨励費の支給を廃止する。

- （1）退学又は転学したとき。
 - （2）停学の処分を受けたとき。
 - （3）学業成績が不良となったとき。
 - （4）各年度毎の研究成果の報告を怠ったとき。
 - （5）奨励費を必要としない理由が生じたとき。
 - （6）前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。
- なお、やむを得ない財政事情によっては、奨励費の支給を廃止することがある。

15. 奨励費の返納

受給者が留学を中断・休止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

16. 奨励費の辞退

受給者は、部局長を経て、奨励費の辞退を申し出ることができる。

17. 異動の届出

受給者が次のいずれかに該当するときは、部局長は速やかに部会長に届け出なければならない。

- （1）休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- （2）退学又は転学したとき。
- （3）停学その他の処分を受けたとき。
- （4）住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

18. 報告書の提出

受給者は、各年度末に研究経過報告書を所属する部局長の承認を経て、部会長に提出しなければならない。

19. 報告書の提出先及び問い合わせ先

本部奨学厚生グループ奨学チーム